

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）に反対する会長声明

1 国際観光産業振興議員連盟（通称「IR議連」）に属する国会議員によって、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」、以下「本法案」という。）が国会に提出され、審議入りをしたとの報道がされている。

本法案は、カジノを含む特定複合観光施設区域の整備促進を目的とし、その為の関係諸法令を整備するための基本法的な性格を有するものとされ、「カジノを解禁する」という結論の下に、政府に対し関係法令の整備を行うことを義務づけるものである。

しかし、本法案に、現在刑法上の賭博罪に該当する行為として禁止されているカジノを合法化するような正当な理由はなく、本法案を容認することはできない。

2 カジノを解禁することによる弊害として、暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者の関与、犯罪の発生、風俗環境の悪化、青少年の健全育成への悪影響、入場者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響等があることは、本法案も予測し、認めているところである（法案10条）。

カジノで行われる行為は賭博行為そのものであり、刑法は賭博行為に対し刑罰を科して禁止している。カジノ解禁による弊害に対する具体的かつ有効な予防策及び解決策を設けることは、本来違法な賭博行為を行うカジノを認める必要条件というべきであるが、本法案はこれら弊害に対して、必要な措置を講ずるとするだけで、その防止及び排除の具体策は何ら示していない。本法案は、カジノ解禁という結論のみを急ぎ進めるもので、無責任なものと言わざるを得ない。

3 カジノを語るにあたって、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者が分からないようにして捜査機関による収益の発見や犯罪の検挙を逃れようとする行為（以下「マネーロンダリング」という。）への言及を避けることはできない。カジノがマネーロンダリングの温床となることは知られており、既にカジノが開設されているアジアの各都市でも問題となっている。マネーロンダリング対策等を行う政

府間機関である F A T F (Financial Action Task Force on Money Laundering) からも、カジノを、資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制制度及び監督体制の対象とすべきことが勧告されている。

それにも関わらず、本法案にはマネーロンダリングに対する規制制度、監督体制等は盛り込まれておらず、国内外の反社会的勢力に利用されることを防げるのか、甚だ疑問である。

- 4 さらに、多重債務問題への影響が挙げられる。カジノでの掛け金を捻出するために債務が増え、経済的に破綻する者が増えることは容易に想像できる。総量規制や金利規制を定めた貸金業法改正やこれに伴う債務者改善プログラム等の対策の結果、多重債務者数は減少し、改善してきたところであるが、弊害に対する具体的対策を持たない本法案が可決し、カジノ解禁に突き進むことになれば、多重債務問題の再燃が大いに危惧されるところである。
- 5 立法目的として掲げられている経済効果についても、確かに一定の効果があるとの試算は存在するものの、適正な維持に伴う各種規制コストや、前述の弊害に対する予防及び解決に必要となるコスト増加を考えれば、表面的なカジノの経済効果を安易に認めることはできない。何より、前述の弊害は、経済効果との比較衡量により蔑ろにされてよいものではない。
- 6 以上のとおり、刑法によって禁止されている賭博行為を行うカジノを推進する本法案は、平穏な市民生活を脅かすものとして、当会はこれに反対する立場を表明すると共に、その速やかな廃案を求める。

平成26年7月25日

愛媛弁護士会

会長 田口光伸